

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	6
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	(12・13掲示) 6
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	6
○土地改良区の定款変更の認可 (")	6
○県営土地改良事業の工事の完了 (")	6
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更 (漁業管理課)	6
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了 (")	8
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示 (農業委員会等に関する法律において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設)の一部改正 (12・12掲示)	8
○告示 (政治団体の収支に関する報告書の要旨) の訂正	9
高知県内水面漁場管理委員会告示	
○平成26年における増殖目標量、期間等	9

告 示

高知県告示第761号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
426-72-016	六郎谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-017	タケノ内谷(1)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-018	タケノ内谷(2)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-226	平畑口谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-230 a	ムクロヲジ谷(1)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-230 b	ムクロヲジ谷(2)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-232	シモ谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-233	鍛冶ノ前谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-234	瀧ノ下タ谷(1)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-235	瀧ノ下タ谷(2)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-238	坂の堀(1)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-239	坂の堀(2)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-240	駄馬屋敷谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-241	中ノ前谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-242	イノタニ谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-243 a	押谷谷川(1)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-243 b	押谷谷川(2)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-243 c	押谷谷川(3)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-244	コヤ谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-245	大江谷川	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-261	伊ノ谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-262	大藪ヶ谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-013	本村谷川	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-222	両谷	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-247	上大野平谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-248	船戸ヤシキ谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-250	上駄場谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-251	カヂノ谷	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	土石流

426-72-252	イノ谷	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-006	道満谷	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-007	コウシガ谷	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-008	奈路谷川(3)	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-203	宮ノ川谷川	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-208	榎ノ谷	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-209 a	ハシ谷(1)	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-209 b	ハシ谷(2)	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-210	奈路谷川(2)	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-212	川崎田谷	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-213	竹ノ内谷	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-214	狼谷	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-215	桧ノ前谷	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-216	宮ノ川谷	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-217	琴平谷川	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流

426-72-218	オジガ谷	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-219	下谷	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-220 a	子ハクロ奥谷(1)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-220 b	子ハクロ奥谷(2)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-72-259	伊豆ヶ谷	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	土石流
426-78-007	堂ノニウ谷川	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	土石流
426-78-225	オオベケ谷	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-003	ケンギウ谷	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-004	津野川谷川	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-005	ツルイ谷川	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-006	城下平谷	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-012	網代谷川(1)	四万十市西土佐橋(別紙図面のとおり)	土石流
426-79-207	長サコロ谷	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-233	網代谷川(2)	四万十市西土佐橋(別紙図面のとおり)	土石流

426-79-009	下土井谷	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-010	藤の川谷川(1)	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-011	宮の谷川(2)	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-225	藤の川谷川(2)	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-226	尾崎谷	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-229 a	坂本谷(1)	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-229 b	坂本谷(2)	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-230	スゲン谷川	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-231	山の下谷	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79-232	藤原谷	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	土石流
426-78-002	中屋敷川(2)	四万十市西土佐奥屋内 (別紙図面のとおり)	土石流
426-78-003	ヤシロ谷	四万十市西土佐奥屋内 (別紙図面のとおり)	土石流
426-78-204	上屋敷谷	四万十市西土佐奥屋内 (別紙図面のとおり)	土石流
426-78-205	キノウ谷(1)	四万十市西土佐奥屋内 (別紙図面のとおり)	土石流
426-78	キノウ	四万十市西土佐奥屋内	土石流

-206	谷(2)	(別紙図面のとおり)	
426-79 -203	深瀬谷	四万十市西土佐口屋内 (別紙図面のとおり)	土石流
426-79 -204	ヌケ谷	四万十市西土佐口屋内 (別紙図面のとおり)	土石流
I-3708	西土佐 六郎口	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3709	モトモ ヤシキ	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3710	ツエウ チ	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7742	ヒキチ	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7743	滝ノ下 (1)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7744	滝ノ下 (2)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7745	オカタ 駄馬屋 敷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7746	権谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7747	カジノ 前	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7748	犬畝	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7749	シモダ ニ	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7750	瀬越	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-7752	橘 谷 (6)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7753	中ノ前	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7754	イノ谷	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7755	ナカヤ シキ	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7756	堂ノ本	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7757	アカベ	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7758	トラノ モト	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7759	蔭地	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7760	コゼコ ゼ	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7761	松ノ木	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7762	ツエウ チ上	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7763	カヂヤ シキ	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7764	川成	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7765	駄馬屋 敷上	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7775	三又口	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-7776	平畑口 (1)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7777	平畑口 (2)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7778	麦 原 (1)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7779	麦 原 (2)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV - 426004	カケチ 山	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3705	中半家	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3706	本 村 (2)	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3707	本 村 (3)	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3712	大野平 下	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3713	大野平 上	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3714	谷(7)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7733	向奈路	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7734	甲ノ川	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7735	峰(1)	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7736	峰(2)	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-7737	本村 (4)	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7795	赤ハタ	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7814	方ノ川 (1)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7738	本村 (5)	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7796	萩森	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7815	方ノ川 (2)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7739	本村 (6)	四万十市西土佐半家 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7797	平石	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-426005	新王 (3)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7782	平野 (2)	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7798	横山	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-426006	ミノコ シ(2)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7783	小川西	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7803	押川	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-426007	妙ヶ谷	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7784	小川東	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7804	コオシ カ谷	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3730	払松	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7785	葛原	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7805	ランヂ	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3731	地吉	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7786	轟	四万十市西土佐江川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7806	フリツ キ	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3732	コモノ イケ	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3723	子ハク ロ	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7807	山口	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3733	デヨシ	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3735	西ヶ方	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7808	一ノ又	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7823	下ヲソ ゴイ	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3736	ランヂ 上	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7809	ソイド	四万十市西土佐西ケ方 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7824	タカテ	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7791	ミノコ シ(1)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7810	新王 (1)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7825	ヤクシ マエ北	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7792	宮ノ川 谷	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7811	新王 (2)	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7826	ヤクシ マエ南	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7793	フキア ゲ	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7812	竹村下	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7827	ハイタ カ	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7794	妙正田	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7813	室津	四万十市西土佐江川崎 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7828	上ミヤ シキ	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-7829	ノナカ	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3756	城ヶ平	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊		(1)	(別紙図面のとおり)	
II-7830	新ヤシキ	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3758	ホドラチ上	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7855	藤ノ川 (2)	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7831	中井田	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7864	石神ノ本	四万十市西土佐橘(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7856	藤ノ川 (3)	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7832	コダ	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7865	ホドラチ下	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7857	藤ノ川 (4)	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7833	マエ北林	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7866	ケンギウ谷(1)	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7858	藤ノ川 (5)	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7834	シンデン	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7867	ウリウ子	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7859	藤ノ川 (6)	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7835	下北林	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7868	長サコロ北	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7860	山ノ下	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7836	カラ谷口	四万十市西土佐下家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7869	長サコロ南	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-426009	宮谷(2)	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7837	松原	四万十市西土佐中家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-426008	ケンギウ谷(2)	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-426010	スゲン谷	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7838	アセセ山	四万十市西土佐中家地 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3745	棟屋敷	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-426011	藤原	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3751	橘	四万十市西土佐橘(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3746	尾崎	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3790	中屋敷	四万十市西土佐奥屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3752	下ヤシキ	四万十市西土佐橘(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3747	藤ノ川(1)	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3791	平野(1)	四万十市西土佐奥屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3753	網代	四万十市西土佐橘(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3748	伊豆ノ川	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7948	僧津南	四万十市西土佐奥屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3754	網代下	四万十市西土佐橘(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3749	胡麻田	四万十市西土佐藤ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-7949	僧津北	四万十市西土佐奥屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-3755	川口	四万十市西土佐津野川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-3750	宮谷	四万十市西土佐藤ノ川	急傾斜地の崩壊	II-7950	上屋敷	四万十市西土佐奥屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
								I-3784	馬木	四万十市西土佐口屋内	急傾斜地の崩壊

		(別紙図面のとおり)	
I-3785	深瀬	四万十市西土佐口屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7928	オダカセ(1)	四万十市西土佐口屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-7929	オダカセ(2)	四万十市西土佐口屋内 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年12月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
宿毛市駅前町二丁目306番1から宿毛市駅東町四丁目1211番まで	前	9.9 12.7	93
	後	12.3 22.6	93

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年12月13日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年12月13日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の	申請に係る特定非営利活動法人
-----	----------------

あった年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年12月13日	特定非営利活動法人あおぞら	安並 暉夫	四万十市同田黒一丁目5番3号伊与田アパート	この法人は、高知県に住む高齢者、要介護者又は、僻地に住む者や施設入居者に対して、介護、医療支援、生活支援サービス、広報活動に関する事業や、また観光をとおして自然とのふれ合い、そして青少年に対してスポーツの振興や社会的道徳性を育む事業、また独居老人や施設入居者に対し家族や友人とのふれ合いを支援するなどの事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
理事	石黒 貞男	高知市春野町仁ノ 1856
"	近澤 竜也	土佐市高岡町 丙 583-1 マリベール1番館102

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居地区土地改良区の定款の変更を平成25年12月17日に認可した。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

- (1) 土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業（区画整理）
- (2) 地区名
春遠地区
- (3) 工事完了年月日
平成16年3月29日

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - (1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。
 - (2) 本県の平成23年の海面漁業・養殖生産量は、101,736トンで、全国の2.1パーセントを占めている（高知農林水産統計年報）。
 - (3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ32パーセント、23パーセント、27パーセント及び18パーセントとなっている（高知農林水産統計年報）。
 - (4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。
 - (5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の水準がおおむね安定している中であっても、低い水準にとどまっている資源や水準が悪化している資源が見られ、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。
 - (6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。

<p>(7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。</p> <p>(8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。</p> <p>(9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。</p> <p>(10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。</p> <p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項</p> <p>(1) 平成25年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(まあじ) 若干</p> <p>(まいわし) 15,000トン</p> <p>(するめいか) 若干</p> <p>(2) 平成25年7月から平成26年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(さんま) 若干</p> <p>(まさば及びごまさば) 9,000トン</p> <p>(3) 平成26年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(まあじ) 若干</p> <p>(まいわし) 17,000トン</p> <p>(するめいか) 若干</p> <p>(4) 平成26年7月から平成27年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>(さんま) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。</p> <p>(まさば及びごまさば)</p>	<p>管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。</p> <p>3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>海域別及び期間別の数量は、定めない。</p> <p>また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。</p> <p>更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。</p> <p>(1) 平成25年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <p>(まいわし)</p> <table border="0"> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>8,000トン</td> </tr> <tr> <td>定置漁業及び小型定置漁業</td> <td>若干</td> </tr> </table> <p>(2) 平成25年7月から平成26年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <p>(まさば及びごまさば)</p> <table border="0"> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>4,500トン</td> </tr> <tr> <td>さば釣り漁業</td> <td>若干</td> </tr> <tr> <td>定置漁業及び小型定置漁業</td> <td>若干</td> </tr> </table> <p>(3) 平成26年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <p>(まいわし)</p> <table border="0"> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>7,500トン</td> </tr> <tr> <td>定置漁業及び小型定置漁業</td> <td>若干</td> </tr> </table> <p>(4) 平成26年7月から平成27年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。</p> <p>(まさば及びごまさば)</p> <p>管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。</p> <p>4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項</p> <p>(さんま)</p> <p>知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。</p> <p>定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。</p> <p>この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>(まあじ)</p> <p>知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることが</p>	中型まき網漁業	8,000トン	定置漁業及び小型定置漁業	若干	中型まき網漁業	4,500トン	さば釣り漁業	若干	定置漁業及び小型定置漁業	若干	中型まき網漁業	7,500トン	定置漁業及び小型定置漁業	若干	<p>ないよう、許可隻数は、現状どおりとする。</p> <p>共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。</p> <p>この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>(まいわし)</p> <p>知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。</p> <p>敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。</p> <p>共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。</p> <p>この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。</p> <p>(まさば及びごまさば)</p> <p>知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。</p> <p>敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。</p> <p>共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。</p> <p>この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。</p> <p>(するめいか)</p> <p>共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。</p> <p>また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。</p> <p>この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。</p> <p>5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項</p> <p>(1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保す</p>
中型まき網漁業	8,000トン															
定置漁業及び小型定置漁業	若干															
中型まき網漁業	4,500トン															
さば釣り漁業	若干															
定置漁業及び小型定置漁業	若干															
中型まき網漁業	7,500トン															
定置漁業及び小型定置漁業	若干															

るため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。

- (2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- (4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画の種類

- (1) 高知広域都市計画土地区画整理事業
- (2) 高知広域都市計画道路（3・5・69号円満橋蛸橋線及び3・5・70号旭町福井線）
- (3) 高知広域都市計画下水道

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び高知市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年11月6日 25高都計第405号	南国市西山字一ノ坪丸238番2	高知市高須三丁目9番1号 フレグランスK102号 濱田 乃輔

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第84号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第71号（農業委員会等に関する法律において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成25年12月12日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

「読み替えて」を削る。

表中

「	〃	四万十檜生原農村婦人の家	高岡郡四万十町檜生原139番地3	〃	」
「	〃	四万十町木屋ケ内集会所	高岡郡四万十町木屋ケ内220番地2	〃	」
「	〃	四万十町十和総合開発センター	高岡郡四万十町十川145番地3	〃	」
	〃	四万十町立久保川保育所	高岡郡四万十町久保川74番地24	〃	」

る。

、及びを削

高知県選挙管理委員会告示第93号

平成25年11月高知県選挙管理委員会告示第79号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成25年12月27日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告のその他の政治団体の山本有二後援会の表中「機関紙誌の発行事業費 2,101,934円」を「政治資金パーティー開催事業費 2,101,934円」に訂正する。

**内水面漁場管理
 委員会公告**

高知県内水面の第五種共同漁業に対する平成26年における増殖目標量、期間等について、平成25年12月20日に次のとおり決定したので公告する。

平成25年12月27日

高知県内水面漁場管理委員会会長 樋口 清允

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾数)
			(kg)	(尾数)			
内共第501号	野根川水系	125	12.5	250	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	12.5	250	—	15	1,000
内共第503号	羽根川水系	30	12.5	250	—	15	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	42.5	850	—	25	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	12.5	250	—	25	—
内共第506号	安田川水系	125	12.5	250	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	200	42.5	850	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	12.5	250	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	90	1,800	—	50	5,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から下流	300	90	1,800	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から上流	30	—	—	—	125	—

内共第512号	鏡川水系	200	42.5	850	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	145	2,900	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	12.5	250	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 上流	200	42.5	850	—	15	—
内共第516号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 下流	500	145	2,900	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	125	12.5	250	—	15	3,000
計	17件	3,050	740	14,800	—	485	37,000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）
 遡上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等）
 増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）
 資源動態の把握（遡上・産卵・流下稚仔量調査等）
 漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）

3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。

4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されることがないようにすること。

5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。

6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。

7 増殖を行うべき期間は、平成26年1月1日から同年12月31日までとする。

8 漁業権者は、7に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。